八〇八・五九号には、ベノミル（ＩＳＯ）、カルボフラン（ＩＳＯ）及びチラム（ＩＳＯ）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。」を削り、同号注３中「第三八二四・八九号」に、「並びに」を「、」に改め、「オクタブロモジフェニルエーテル」の下に「並びに短鎖塩素化パラフィン」を加え、同号注３に次のように加える。

短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の四八％を超えるものをいう。

分子式：$C_xH_{(2x-y+2)}Cl_y$（x＝10～13、y＝１～13のものに限る。）

別表第三八一六・〇〇号を次のように改める。

三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第三八・〇一項の物品を除く。）	
	一　ドロマイトラミングミックス	無税
	二　その他のもの	三・九％

別表第三八・二二項を次のように改める。

三八・二二		
三八二二・一一	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	
三八二二・一二	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）	
三八二二・一三	マラリア用のもの	無税
三八二二・一九	ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの	無税
三八二二・九〇	血液型判定用のもの	無税
	その他のもの	無税

別表第三八・二四項中「メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物」を削り、同表第三八二四・七一号から第三八二四・七九号までを削り、同表第三八二四・八八号の次に次の一号を加える。

三八二四・八九	短鎖塩素化パラフィンを含有するもの	三・八％

別表第三八二四・九一号の次に次の一号を加える。

三八二四・九二	ポリグリコールのメチルホスホン酸エステル	三・八％

別表第三八類に次の一項を加える。

三八・二七		
三八二七・一一	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。） クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）、ハイドロブロモフルオロカーボン（ＨＢＦＣ）を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）	三・八％

三八二七・一二	ハイドロブロモフルオロカーボン（ＨＢＦＣ）を含有するもの	三・八％
三八二七・一三	四塩化炭素を含有するもの	三・八％
三八二七・一四	一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの	三・八％
三八二七・二〇	ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン―一二一一）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン―一三〇一）又はジブロモテトラフルオロエタン（ハロン―二四〇二）を含有するもの	三・八％
三八二七・三一	ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）	三・八％
三八二七・三二	第二九〇三・四一号から第二九〇三・四八号までの物質を含有するもの	三・八％
三八二七・三九	その他のもの（第二九〇三・七一号から第二九〇三・七五号までの物質を含有するものに限る。）	三・八％
三八二七・四〇	その他のもの	三・八％
三八二七・五一	ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの	三・八％
三八二七・五九	トリフルオロメタン（ＨＦＣ―二三）又はペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）及びハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）	三・八％
三八二七・六一	トリフルオロメタン（ＨＦＣ―二三）を含有するもの	三・八％
三八二七・六二	その他のもの	三・八％
三八二七・六三	その他のハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）及びハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）	三・八％
三八二七・六四	一・一・一―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―一四三ａ）の含有量が全質量の一五％以上のもの	三・八％
三八二七・六五	その他のもの（第三八二七・六一号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―一二五）の含有量が全質量の五五％以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（ＨＦＯ）を含有しないものに限る。） その他のもの（第三八二七・六一号のもの及び第三八二七・六二号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―一二五）の含有量が全質量の四〇％以上のものに限る。） その他のもの（第三八二七・六一号から第三八二七・六三号までのものを除くものとし、一・一・一・二―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―一三四ａ）の含有量が全質量の三〇％以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（ＨＦＯ）を含有しないものに限る。） その他のもの（第三八二七・六一号から第三八二七・六四号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン（ＨＦＣ―三二）の含有量が全質量の二〇％以上で、かつ、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―一二五）の含有量が全質量の二〇％以上のものに限る。）	三・八％